

平成20年2月6日 工学部代議員会決定

工学部内で「学科所属実施要項」第4条3項に基づく転学科を
行なおうとする場合の注意事項

「学科所属実施要項」第4条3項では学部長が審査の上、許可した場合には転学科ができるとしています。下記は本規則によって工学部の学生が工学部の他学科へ転学科を行おうとする場合の注意事項を示すものです。工学部の学生が他学部の学科へ、または他学部の学生が工学部の学科へ転学科を行おうとする場合も、工学部関連の部分は本事項に注意してください。

<転学科の必要性の検討について>

- ・転学科しようとする学生は自分自身の現所属学科への適合性や転学科を希望する学科への適合性、そして転学科の必要性について十分検討する必要があります。そのため、できるだけ早い時期に現所属学科長と転学科を希望する学科の学科長に転学科希望の意志を示し、必要な指導を受けてください。
- ・現所属学科(転出学科)では転学科を希望する学生が現所属学科との適合性や転学科の必要性を十分に検討しているかについて確認するとともに必要な指導を行います。例えば現所属学科との適合性を学生がどの程度検討しているかを面接で確認したり、学生が現所属学科との適合性を検討するために必要な科目の履修を義務付けたりする場合があります。指導方法は学科により異なるため、転学科を希望する学生は現所属学科長に相談してください。
- ・転学科を希望する学科(転入学科)では転学科を希望する学生の学習意欲や学科への適合性、転学科の必要性、及び学科の実験設備の余裕状況などから総合的に受け入れ可能性の検討を行います。そのため、面接を行ったり、受け入れに際して現所属学科の成績に条件を設けたり、転入学科の科目を転学科前に履修することを義務付ける等の指導を行う場合があります。受け入れに関する条件や指導方法は各学科で異なりますので、転学科を希望する学生は転学科を希望する学科の学科長に相談してください。

<転学科手続きについて>

- ・現所属学科長及び転学科を希望する学科の学科長の指導を受けた学生が前期(後期)に転学科を希望する場合には12月28日(5月30日)までに現所属学科長及び転学科を希望する学科の学科長に正式に申し出てください。
- ・現所属学科長は1月31日(6月30日)までに転出の許可/不許可を決定し、学生に通知します。転出の許可を得た学生は、現所属学科長またはコース長を経て所属学科変更願を2月1日(7月1日)までに工学部長に提出してください。
- ・工学部長は所属学科長・転学科を希望する学科の学科長・その他関連教員と相談しながら転学科の許可/不許可を決定し、3月(9月)の工学部代議員会(教授会)に報告します。工学部代議員会(教授会)で承認が得られた場合に転学科は認められます。転学科の許可/不許可の結果は3月(9月)中に学生に通知されます。

<その他>

- ・在学可能残余期間が3年に満たない場合には卒業可能性を考慮して原則的に工学部長は転学科を許可しません。